

12 税の軽減・預貯金

1. 所得税の障害者控除

障がい者本人や障がい者を扶養している方で、一定の所得がある方は、障害者控除を申告することができます。

詳しい内容につきましては、荒川税務署におたずねください。

(1)対象

精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人

(この人は、特別障がい者となります)

療育手帳(愛の手帳等)の交付を受けている人

(このうち、障がいの程度が重度の人は、特別障がい者となります)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(このうち、障がい等級が1級と記載されている人は、特別障がい者となります)

身体障害者手帳に、身体上の障がいがある人として記載されている人

(このうち、障がいの程度が1級または2級と記載されている人は、特別障がい者となります)

精神又は身体に障がいのある65歳以上の方で、市区町村長や福祉事務所長等から、または に準ずるものとして認定された人

(このうち、特別障がい者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障がい者となります。)

戦傷病者手帳の交付を受けている人

(このうち、障がいの程度が、恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は、特別障がい者となります)

原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人

(この人は特別障がい者となります)

その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって、身体の状況によって寝たきりの状況で、複雑な介護を必要とする方

(この人は、特別障がい者となります)

< 問合せ > 荒川税務署 〒116 - 8588 荒川区西日暮里6 - 7 - 2
電話 3893 - 0151

2. 住民税の障害者控除及び非課税

障がい者の方や、障がい者を扶養している方は、障害者控除を申告することができます。また、障がい者本人の前年の合計所得金額が135万円以下の人は、住民税が非課税となります。

詳しい内容につきましては、税務課課税係までおたずねください。

(1)対象

精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人

(この人は、特別障がい者となります)

療育手帳(愛の手帳等)の交付を受けている人

(このうち、障がいの程度が重度の人は、特別障がい者になります)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(このうち、障がい等級が1級と記載されている人は、特別障がい者になります)

身体障害者手帳に、身体上の障がいがある人として記載されている人

(このうち、障がいの程度が1級または2級と記載されている人は、特別障がい者になります)

精神又は身体に障がいのある65歳以上の方で、市区町村等や福祉事務所長等から、または に準ずるものとして認定された人

(このうち、特別障がい者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障がい者となります。)

戦傷病者手帳の交付を受けている人

(このうち、障がいの程度が、恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は、特別障がい者となります)

原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人

(この人は特別障がい者となります)

その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって、身体の状況によって寝たきりの状況で、複雑な介護を必要とする方

(この人は、特別障がい者となります)

< 問合せ > 税務課課税係 内線 2316～2319、2321～2323

3. 自動車に関する税の減免

心身障がい者又はその方と生計を同じくする方が自動車を所有し、専ら心身障がい者の方のために使用する自動車(入院又は施設入所中の場合は原則減免の対象にはなりません)について減

免されます。

車いすの昇降装置や固定装置などを取りつけた自動車についても、減免されます。

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳等をもつ次のいずれかに該当する方。

視覚障がい1～3級と4級の1

(122～124ページ 身体障害者障害程度等級表をご覧ください)

聴覚障がい2・3級

平衡機能障がい3・5級

上肢機能障がい1・2級

下肢機能障がい1～6級

体幹機能障がい1～3級と5級

心臓・じん臓・呼吸器及びぼうこう又は直腸・小腸機能障がい1・3・4級

肝臓機能障がい1～4級

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい1～3級(軽自動車税(種別割)は1～4級)

音声機能又は言語機能障がい3級(喉頭摘出に係るものに限る)

愛の手帳(療育手帳)総合判定1～3度(最重度～中度)

精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療(精神通院)を受けている方

戦傷病者手帳(該当する程度はお問い合わせください)

このほかにも該当する場合がありますので、詳しくは各窓口へお問合せください。

(2)各自動車税・軽自動車税の窓口

自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)

自動車の取得時に課税されます。登録(取得)の日から1か月以内に申請してください。

足立自動車税事務所 〒121-0062 足立区南花畑5-12-1

電話 3883-2543 FAX 3858-8315

荒川都税事務所 〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1

ステーションガーデンタワー6・7階

電話 3802-8111 FAX 3802-5404

東京都自動車税コールセンター 電話 3525-4066

自動車税(種別割)

自動車を所有している方に課税されます。納期限(通常は5月31日)までに申請してください。新たに自動車を取得された場合は、登録(取得)の日から1か月以内に申請してください。

問合せは、上記足立自動車税事務所、荒川都税事務所又は東京都自動車税コールセンターまで。

軽自動車税(種別割)

軽自動車等を所有している方に課税されます。納期限(通常は5月31日)までに申請してください。

一部納期限の7日前までの申請のものがありません。

< 問合せ > 税務課税務係 内線 2312

4. 個人事業税の軽減

次のいずれかに該当する場合、事業税が減額又は非課税になります。(納期内申請)

(1)対象

本人又は扶養親族等が障がい者等で、前年中の合計所得金額が370万円以下の方。
視力障がい(0.06以下)で、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業を営む方。

(2)減免額

の場合、1人につき5,000円(特別障がい者は1人につき10,000円)

の場合、非課税

< 問合せ > 荒川都税事務所 電話 3802-8111
FAX 3802-5404

5. 相続税の軽減

心身障がい者が相続した場合、障がいの程度及び年齢に応じて相続税が減額になります。相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に税務署に申告します。

(1)対象

身体障害者手帳1～6級 愛の手帳1～4度

精神障害者保健福祉手帳1～3級 ほか

< 問合せ > 荒川税務署 電話 3893-0151

6. 贈与税の軽減

特別障がい者等を受託者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づいて、金銭・有価証券などの財産を信託銀行等に信託したとき、最高6,000万円まで贈与税が非課税となります。

(1)対象

身体障害者手帳1・2級 愛の手帳1・2度

精神障害者保健福祉手帳1～3級 ほか

< 問合せ > 荒川税務署 電話 3893 - 0151

7. 利子等の非課税(マル優など)

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示し、非課税取扱の手続きを
と、障がい者本人の郵便貯金、少額預金、少額公債の各元本350万円までの利子等が非課税に
なります。

< 問合せ > 各金融機関 各ゆうちょ銀行

8. ニュー福祉定期貯金

障害基礎年金や、法律に基づき支給される各種手当(特別障害者手当等)の支給を受けている方
に限り利用できる定期郵便貯金です。詳細はお問い合わせください。

預入期間 1年 預入限度額 1人 300万円まで

< 問合せ > ゆうちょ銀行荒川店 電話 3801 - 9838
各ゆうちょ銀行